

一般社団法人建築設備技術者協会 中部支部会員各位
(所在地登録が岐阜県または愛知県の方)

岐阜市自然共生部地球環境課長

岐阜市地球温暖化対策推進支援事業について

平素は、本市の環境行政推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

本市では、地球温暖化対策を推進し持続可能な低炭素社会を構築するため、住宅の省エネ化等に係る補助制度として下記の「岐阜市地球温暖化対策推進支援事業」を実施しております。

つきましては、会員の皆様へ当該補助制度の内容についてお知らせするため、補助金のパンフレットをお送りいたします。皆様の日頃の業務にお役立ていただければ幸いです。

なお、補助金のパンフレットは岐阜市自然共生部地球環境課のホームページ（岐阜市地球環境課取扱い各種補助金一覧）でも閲覧や電子データの取得が可能となっております。

補助制度の詳細や不明点などございましたら、岐阜市自然共生部地球環境課までお問い合わせください。

記

1 岐阜市地球温暖化対策推進支援事業

- ・岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助金
- ・岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金
- ・岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金

2 送付書類

上記補助金のパンフレット

3 その他

現在、下記の補助金について、要綱の策定作業を進めております。要綱を策定次第、改めて当該補助金についても情報をお知らせする予定です。

- ・岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金
- ・岐阜市住宅省エネ改修促進補助金

問い合わせ先

岐阜市自然共生部地球環境課 計画係
係長 高橋 担当 稲垣

〒500-8720 岐阜市神田町 1 - 11 南庁舎 4 階
電話：058-214-2149（直通）

E-Mail：chikyu@city.gifu.gifu.jp

平成29年度

岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助金

岐阜市では、地球温暖化対策を推進し家庭におけるエネルギーの分散自立化や電力需要の平準化を図るために、市内の住宅へ燃料電池システムを新たに設置した方に対し、設置費用の一部補助をおこなっています。

★対象となる方（個人・個人事業主・法人、等※1）

※1 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者を含む。

1. 岐阜市内の住宅に補助対象システムを設置した方。または、建売供給事業者から岐阜市内の補助対象システム付き住宅を購入した方。

2. 国採択事業者※2から補助金額確定の通知を受けている方。

※2 家庭用燃料電池システム：一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）

上記の条件を全て満たした方で、国採択事業者の補助金の額の確定通知の日から6ヶ月以内に申請してください。

（詳細は『岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助金交付要綱』をご確認ください。）

★補助金額

①「平成28年度 民生用燃料電池導入支援補助金」を受けた方

100,000 円

②「平成29年度 家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」を受けた方

FCA の補助金額の10分の1

ただし、補助の対象となる経費（国採択事業者が対象経費として認定したもの）から国採択事業者による補助金額を差し引いた額を超えない額とし、算定の結果、補助金の千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

★申請方法

市の「補助金交付申請書」を下記の必要書類とともに、地球環境課（岐阜市役所 南庁舎4階／裏面に記載）へご提出ください。

必要書類

- ☐ 補助対象システムの形状及び性能が分かるカタログ、パンフレット等の原本又は写し
- ☐ 補助対象システムの設置状態を示すカラー写真
- ☐ 補助対象システムの設置場所を確認できる図面
- ☐ 国採択事業者の補助金額確定通知の写し
- ☐ 国採択事業者に提出した補助事業の完了を報告する書類一式の写し
- ☐ 申請者の住民票で発行後3か月以内のもの（申請者が個人（個人事業主を含む）である場合に限る）
- ☐ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（申請者が屋号を有する個人事業主である場合に限る）
- ☐ 申請者の登記事項証明書（現在事項証明書）で発行後3か月以内のもの（申請者が法人である場合に限る）
- ☐ 管理規約、管理者の選任が確認できる資料及び対象システム設置議決時の議事録の写し（申請者が区分所有法に規定する管理者である場合に限る）
- ☐ 建物の登記事項証明書（現在事項証明書）で発行後3か月以内のもの（申請者が法人である場合、住宅が共同住宅（店舗兼共同住宅を含む）である場合又は申請者の住所以外の建物に補助対象システムを設置しようとする場合に限る）
- ☐ 建物の所有者の承諾書・建物の登記事項証明書等の写しなど建物所有者の確認ができる書類（申請者と補助対象システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合に限る。ただし、申請者が区分所有法に規定する管理者である場合を除く）
- ☐ その他必要な書類

岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助Q&A

Q. 1 エネルギーの分散自立化や電力需要の平準化がなぜ必要なのですか？

A. 1 東日本大震災により、現在の大規模集中型のエネルギーシステムが抱える災害に対する脆弱性が浮き彫りとなり、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保することが課題となっています。

また、ピーク時と平均的な電力消費量の差が拡大すると、通常は稼働しない発電設備が増加し発電コストが割高になるとともにピーク時における電力需給のひっ迫が懸念されるため、電力需要の平準化が求められています。

Q. 2 岐阜市の補助金はいつ申請するのですか？

A. 2 岐阜市の補助金を申請するには、国採択事業者（いわゆる国の補助）からの「補助金の額の確定通知」を受けている必要があるため、工事が完了してからの申請になります。国採択事業者からの「補助金の額の確定通知」を受けてから半年以内に申請してください。

Q. 3 蓄電池に関する岐阜市の補助制度は廃止されたのですか？

A. 3 平成28年度の国の補助※¹を受けて蓄電池を導入し、国の補助金の額の確定通知の日から6ヶ月以内に市へ申請された方は、経過措置が適用され、平成28年度と同額の補助（上限20万円/件）を受けることが可能です。

平成29年度に国の補助※²を受けて、蓄電池を導入される方に対しては、住宅の省エネ化に関する新たな補助※³の中で助成を行っていきます。

※1 「平成28年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」

「平成28年度補正予算 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及加速事業費補助金」

「平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」

※2 「平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」

※3 「岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金」

手続きのおおまかな流れ

国の補助金：交付申請・事前申込等

国の補助金交付決定通知

工事着工→完了

国の補助金：完了・実績報告等

国の補助金：額の確定通知

市の補助金：交付申請

市の補助金：交付決定

国（採択事業者）の補助金

市の補助金

★ 問合せ・補助金申請書類の提出

岐阜市役所 自然共生部 地球環境課

〒500-8720 岐阜市神田町 1-11（岐阜市役所 南庁舎4階）

TEL：058-214-2149（地球環境課直通）

058-265-4141（内線 6461・6462）

FAX：058-264-7119

ホームページ：<http://www.city.gifu.lg.jp/19430.htm>

平成29年度

家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金

本市における次世代自動車の普及の促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、市内の住宅に次世代自動車充給電設備(V2H※)を新たに設置する方に対して、その設置費の一部を補助します。

※V2H(Vehicle to Home)：次世代自動車のうち電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHV)と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備

★対象となる方（個人・個人事業主・法人、等※1）

※1 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者を含む。

1. 岐阜市内の住宅にV2Hを設置する方。

または、V2Hを備えた岐阜市内の建売住宅を購入する方。

2. 消費電力量等に関するアンケートなどへ協力できる方。

3. V2Hは、未使用品で、電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有するものであること。

上記条件を満たす個人または法人が対象です。

補助金の交付は1つの建物につき1回限り。ただし、二世帯住宅（住民票を分けている場合に限る）や共同住宅の場合には、それぞれの世帯に対して補助金を交付します。

★補助金額

●購入及び設置に係る補助対象経費の1/3(上限10万円) ※千円未満切捨て

ただし、補助対象経費から他の補助金額を差し引いた額を超えない額。

★申請方法

手続きのおおまかな流れ

見積または契約



補助金交付申請



補助金交付決定通知



工事着手



工事完了



実績報告



補助金交付額確定通知



補助金の受取

※詳しいフロー図は岐阜市ホームページに掲載しています。

工事着工予定日の1ヶ月前までに、補助金交付申請書を下記の必要書類とともに地球環境課（岐阜市役所 南庁舎4階／裏面に記載）へご提出ください。

提出期限は平成29年12月28日（木）です。

必要書類

- ☐ 見積書又は契約書の写し
- ☐ 事業計画書（様式第2号）
- ☐ V2Hの形状及び仕様が確認できる書類（カタログ、パンフレット等の写し）
- ☐ V2Hを設置する建物の場所を示した書類（図面、地図等）
- ☐ リース契約等によりV2Hを設置する建物を使用する者にあつては、申請同意書（様式第3号）
- ☐ 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 建物に係る管理規約
 - イ 建物の管理者であることが確認できる書類
 - ウ 補助事業の実施を決定したときの集会の議事録の写し
- ☐ 専用住宅又は併用住宅において世帯分離をしている世帯にあつては、世帯全員の住民票（3か月以内に発行されたものに限る。）
- ☐ その他の書類

V2H(Vehicle to Home)補助Q&A

Q. 1 次世代自動車とは何ですか？

A. 1 国では運輸部門からの二酸化炭素削減のため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）等を「次世代自動車」と定め、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げています。「次世代自動車」の中でも、「EV及びPHV（以下、EV等）」は非常用電源としての機能を有し、本市における充電設備の整備も進捗しつつあり、とりわけ普及促進の優先度が高い自動車です。

Q. 2 V2Hの導入により期待されるメリットは何ですか？

A. 2 V2Hは、「EV等」へ充電するとともに、「EV等」を家庭用の電力供給源として利用可能な充給電設備であり、導入により下記の様々なメリットが期待されます。

①エネルギーの地産地消と住宅の省エネ化

太陽光発電と「V2H」の連携による余剰電力の地産地消及び住宅の省エネ化が図られます。

②災害時におけるエネルギーの自立性向上

災害時において、電力供給源として「EV等」を活用することが可能となります。

③経済性の向上

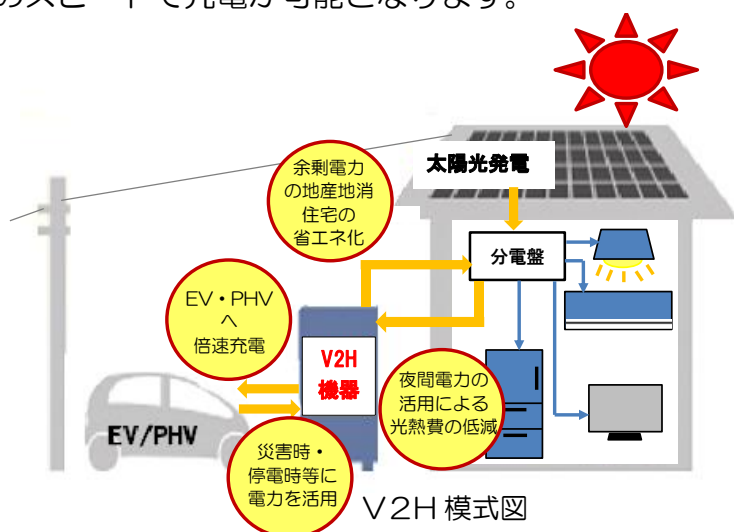
安価な夜間電力を「EV等」に蓄電し、住宅へ使用することにより光熱費の削減が図られます。

④利便性の向上

普通充電器に比べて最大2倍のスピードで充電が可能となります。



V2Hの使用状況



問合せ・補助金申請書類の提出

岐阜市役所 自然共生部 地球環境課

〒500-8720 岐阜市神田町 1-11（岐阜市役所 南庁舎4階）

TEL：058-214-2149（地球環境課直通）／058-265-4141（内線 6461・6462）

FAX：058-264-7119

ホームページ：http://www.city.gifu.lg.jp/23350.htm

平成29年度

岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金

持続可能で快適な低炭素都市の実現に向けて、岐阜市の特徴の1つである豊富で良質な地下水を利用した地中熱ヒートポンプシステムの普及促進のため、市内の住宅や事業所等に地中熱ヒートポンプシステムを新たに設置する方に対して、その設置費の一部を補助します。

★対象となる方（個人・個人事業主・法人、等※1）

※1 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者を含む。

1. 岐阜市内の住宅や事業所に補助対象システムを設置する方。

または、建売供給事業者から岐阜市内の補助対象システム付き住宅を購入する方。

2. 消費電力量等に関するアンケート、見学、取材などへ協力できる方。

3. 地中熱ヒートポンプシステムは、ヒートポンプ及び地中熱交換設備を備え、未使用品でエネルギー消費効率 COP3.0 以上のものであること。

上記条件を満たす個人または法人が対象です。

補助金の交付は1つの建物につき1回限り。ただし、二世帯住宅（住民票を分けている場合に限る）や共同住宅の場合には、それぞれの世帯に対して補助金を交付します。

★補助金額

●購入及び設置に係る補助対象経費の 1/3(上限 50 万円) ※千円未満切捨て

ただし、補助対象経費から他の補助金額を差し引いた額を超えない額。

★申請方法

手続きのおおまかな流れ

見積または契約



補助金交付申請



補助金交付決定通知



工事着手



工事完了



実績報告



補助金額確定通知



補助金の受取

※詳しいフロー図は岐阜市ホームページに掲載しています。

工事着工予定日の1ヶ月前までに、補助金交付申請書を下記の必要書類とともに地球環境課（岐阜市役所 南庁舎4階／裏面に記載）へご提出ください。

提出期限は平成 29 年 12 月 28 日（木）です。

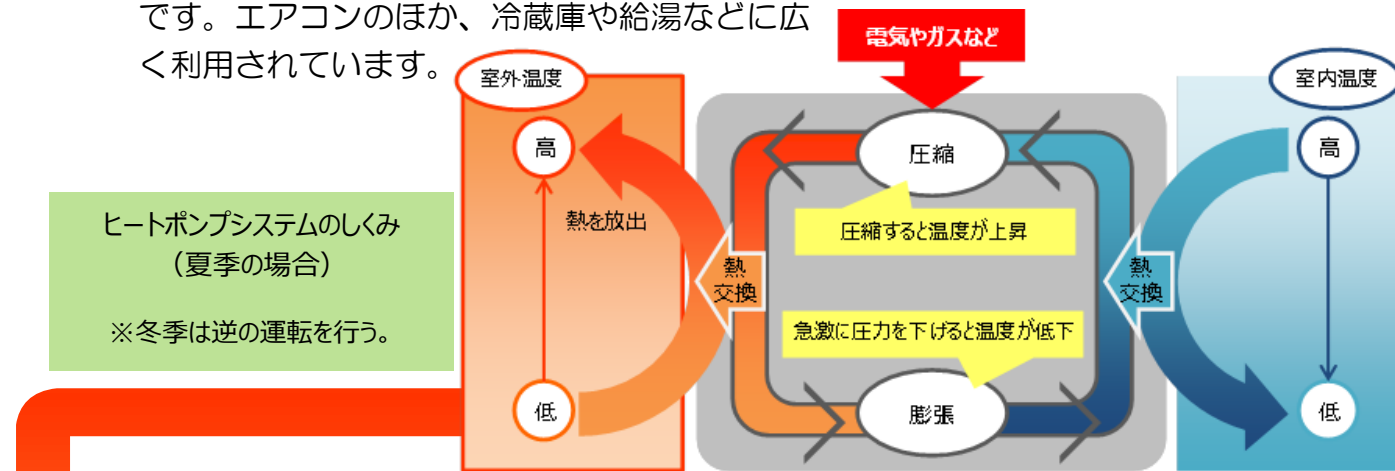
必要書類

- ☐ 見積書又は契約書の写し
- ☐ 見積金額・契約金額内訳書（様式第2号）
- ☐ 事業計画書（様式第3号）
- ☐ 地中熱ヒートポンプシステムの形状及び性能が確認できる書類（カタログ、パンフレット等の写し）
- ☐ 地中熱ヒートポンプシステムを設置する建物の場所を示した書類（図面、地図等）
- ☐ リース契約等により地中熱ヒートポンプシステムを設置する建物を使用する者にあつては、申請同意書（様式第4号）
- ☐ 建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 建物に係る管理規約
 - イ 建物の管理者であることが確認できる書類
 - ウ 補助事業の実施を決定したときの集会の議事録の写し
- ☐ 専用住宅又は併用住宅において世帯分離をしている世帯にあつては、世帯全員の住民票（3か月以内に発行されたものに限る。）
- ☐ その他の書類

岐阜市地中熱ヒートポンプシステム補助Q&A

Q. 1 ヒートポンプシステムのしくみについて

A. 1 熱が「温度の高いところから低いところへ移動」する性質や、「圧縮すると高温に、圧力を下げると低温化」する性質などを利用して熱エネルギーを効率的に利用するしくみです。エアコンのほか、冷蔵庫や給湯などに広く利用されています。



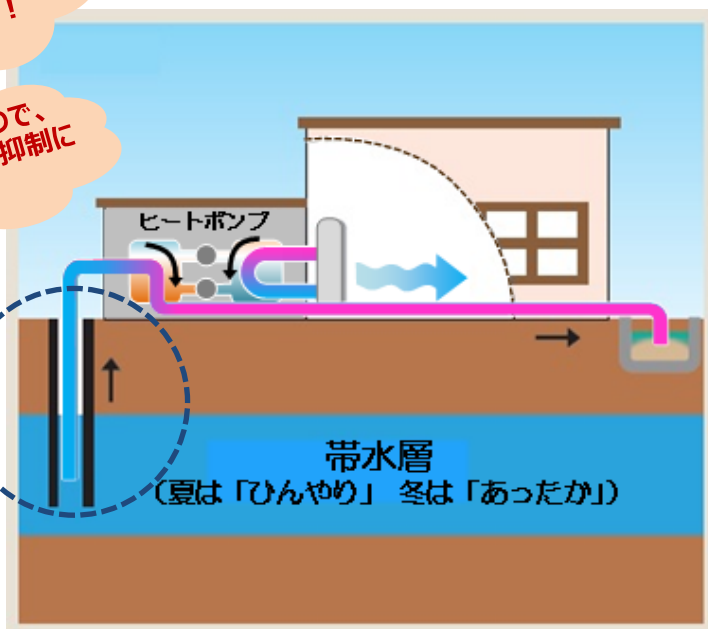
Q. 2 地中熱ヒートポンプはどうして環境によいのですか？

A. 2 地表から深さ10m付近やそれより深い地下では、地中温度は季節によらず、地域の平均気温くらいでほぼ安定しているところが多くなっています。そこで地中熱ヒートポンプシステムでは、空気中の気温と比較すると「夏はひんやり、冬あったか」なこの地中熱エネルギーを冷暖房等に利用します。

このため、空気熱を利用したヒートポンプ等に比べて、エネルギー消費量が少なく（省エネ効果）、CO₂の排出量を削減することができます。

夏の暑い室外の空気で冷やすより、年中安定した温度の地中熱を利用する方が、少ないエネルギーで済む！

大気中へ排熱しないので、ヒートアイランド現象の抑制にも効果的！



地中熱ヒートポンプシステムのしくみ (夏季の場合)

※オープンループ方式

詳しくは岐阜市「地中熱の利用について」のパンフレットに掲載しています。合わせてご覧ください。

パンフレット⇒地球環境課窓口にて配布／市ホームページにてPDFでダウンロードできます。

★ 問合せ・補助金申請書類の提出

岐阜市役所 自然共生部 地球環境課

〒500-8720 岐阜市神田町 1-11 (岐阜市役所 南庁舎4階)

TEL : 058-214-2149 (地球環境課直通) / 058-265-4141 (内線 6461・6462)

FAX : 058-264-7119

ホームページ : <http://www.city.gifu.lg.jp/23350.htm>